

憑霊の語りの形成とその伝承

川島 秀一

一、はじめに

神霊や精霊などの超自然的な存在がある人物に憑依することを、一般的に狭義の「憑霊」と考えられるが、この憑霊の語りについては口承文芸の側面から膨大な数の研究成果が達成されている。たとえば、古代の神話や中世から近世にかけて伝わった説経や祭文などの語り物文芸の研究などを通覧すれば、口承文芸を基盤とした一つの日本文学史が築かれるほどである。それらの語り物文芸が、現在において採録される昔話や伝説に与えた影響に関しても多くの貴重な研究がある。

しかし、現在においても行なわれている実際の「憑霊の語り」については、その語りを聞く者にとってどのようにそれが享受されているものであろうか。たとえば、東北地方北部のイタコが今でも語っている「オシラ祭文」をオシラサマの祭日などに聴取する側にとつては、どれほどその文芸性までも理解して享受しているであろうか。たとえば、イタコなどの宗教的職能者が「憑霊の語り」として一

人称として語ったとしても、それを聴取する者にとっては人称のない「御祈禱」のようなものとして宗教性のみを受け取っているのが実情ではあるまいか。「憑霊状態」とは「ある社会の人びとがいかなる状態をもって憑霊と見るかによって規定されるものである」¹ことから、現在における「憑霊の語り」を扱うには十分の注意が必要であると思われる。

現代の社会では、人びとが宗教的職能者の「憑霊の語り」を意識するときは、共同の祭祀の場合よりも個人的な不幸の除祓儀礼や病気の治療儀礼の場合のときのほうが強いものと思われる。しかも、それらの依頼者が、宗教的職能者の口を借りた神霊や生霊・死霊・動物霊などと実際に対話するときほど、「憑霊の語り」を意識することはないだろう。

本稿は、これらの現代における除祓儀礼や治療儀礼を扱いつつながら、依頼者が憑霊と積極的に対話を重ねる過程において、どのように文芸性以前の「物語」の構造が作られていくかということ、あくまで依頼者（憑霊の語り）の聴取者の側から見ていこうとする一つの試みである。これまでの「憑霊の語り」についての研究成果は、

歴史的に蓄積された文芸性の高い説経や祭文などを扱い、しかも宗教的職能者などの語り手の存在をめぐって論じられてきた。ここでは、今まで見過されてきた文芸性以前の語りを、現在の事例を通して語りの受け手の側から捕らえ直すことで、逆に過去における伝説や「物語」などの口承文芸の発生を探る一助にしたい。具体的には東北地方における巫女が行なう祈禱や日蓮宗の僧侶が行なう憑祈禱などの除祓儀礼や治療儀礼の実態に則しながら、「物語」の構造が形成する過程を浮き彫りにするとともに、それらの「物語」が、形成された現場である儀礼空間を離れて外部へと伝承されていく過程についても析出してみたい。

二、巫女の祈禱の語り

一般に東北地方における巫女が行なう除祓儀礼や治療儀礼では、巫女が神霊や精霊などとの直接的な交流を通して、その不幸や病氣の原因を依頼者に語り、次にどのよう²⁾にその原因に対応した行為をすれば良いかを語ることが主な儀礼の内容となっている。つまり、不幸や病氣の原因を神霊の祟りに帰す社会では、その不幸や病氣の原因を知り、それを語り得るもの(「物語」)にすることこそが除祓や治療につながる端緒と考えているからである。巫女に憑依する霊が不幸や病氣の直接的原因である場合などは、なおさらそれらの霊が可視的なものになるために依頼者の経験の内部に統合されるわけである。³⁾本稿では、それゆえに、巫女が霊を憑依させて、一人称で語る場合のみを扱うことにする。

東北地方の巫女が霊の言葉を一人称で語る儀礼の中でよく知られているものは、死者の霊を語る「口寄せ」と言われる儀礼であり、この「口寄せ」に関しても多くの研究がある。「口寄せ」は、「新口」(死後一年間の死霊)の場合は葬儀の後に、「古口」の場合は盆や彼岸などの年中行事の一環として行なわれるもので、呼び出す死霊の家を中心に親族が集まって行なう共同の儀礼である。

この「口寄せ」に対して本稿で扱う除祓儀礼や治療儀礼は、依頼者が主に家や個人を単位とするものであり、そのほかにも「口寄せ」とは対称的な性格が見受けられる。たとえば、宮城県の気仙沼地方では、「口寄せには問い口をするな」という言い方がある。神霊や精霊の語りに対してうなずいたり問いかけたりする役割のことを「問い口」というが、特に「新口」の場合には「問い口」をせず、死霊が生存中に言い残した思いのたけを語らせようとす。これに対して、除祓儀礼や治療儀礼においては、霊に思う存分語らせることは同様であるが、依頼者の方も霊に負けないで語ることが肝要とされた。霊が語ったことに対して「知らない」と言えば霊に負けたことになり、逆に霊を問い詰めることのほうを望まれた。

除祓儀礼の事例の一つとして、三陸沿岸の漁村で不漁が続いているときに巫女のところへ行って御祈禱を受けるフナズマイといわれる儀礼があるので、その聞書を上げておく。

巫女が「御船霊下ろし」(御船霊祭文)を語った後に御船霊が下りてきて、「あること語れ、ないとは語らせねぞ。」と語ったので、最近の自分の近辺におこった出来事を思いめぐらし、産忌などを犯したかどうかを自分と御船霊の双方に問うようにしながら

ら御船霊との対話を続けた。何も思いつかなかった場合には、「あつたことは堪忍して下はれせ。もとのように大漁させて下はれせ。」と懇願してフナズマイを終えるものだという。

(気仙沼市の尾形栄七翁「明治四一年生まれ」より聞書)

この事例からは、御船霊の語りに行くとはいっても、終始、依頼者側の語りのほうが主導権を握っている様子が確かめられる。

次に治療儀礼の事例として巫女によるユミギトウと呼ばれた御祈禱の例を上げてみる。

父親が病気になった時に、兄と二人で弥栄(岩手県一関市)の巫女のところへ出かけた。最初には狐が出て、かつて父親が便所に行く時に蹴っ飛ばしてしまった狐だと語った。次には馬が出て、腹を痛んでいたのにむりやり使われたと語った。確かに、昔、壁土を下ろすまでに暴れて死んだ馬がいたと思った。次にはまた、別な狐が出て、ある時、御先祖に助けてもらった狐だと語り、助けてもらった帰りに誰かに殺されたために祟ったのだ、と語った。父親からは昔、一緒に寝ながら、肥だめに落ちていた子狐を助けて上げ、洗って逃がしてやったという先祖の話を開かせられていたので、その狐だと察した。「そんなことまで俺に語ったって仕様ねえ。洗ってやったのに恨むとはなんだ!」って語ってやった。最後には、先に出た馬がまた出て、死んで埋められていたのが誰かに堀られた、と語った。この場合も「馬樞神として祀ったではないか!」そこまで語られてもわかんねえ。」と言って馬の霊を返した。このように、霊が語ったことに対して、何もなかったこととしてしまうことを、「モノガタリにしてしまつて(霊に)押

っ付ける」とも言う。霊から問い詰められて、「知らない。」と言うと、こちらが負けることになるので、父親から様々な昔話を聞いててよかつたと思つた。(気仙沼市の吉田幸吾翁「明治四一年生まれ」より聞書)

この事例の中に出てくる「肥だめに落ちていた子狐を助けてあげ、洗って逃がしてやったという先祖の話」とは、気仙沼地方では狐の報恩譚として伝承されている話である。気仙沼市内では他に①小芦・②早稲谷・③二ノ浜で採録されているが、狐の報恩として助けられた家に対して、①・②は塩を、③では米を家の前に届ける話になっている。また、①は昔話として話され、②・③は伝説として話されており、それぞれ②岩手県東磐井郡室根村のシラホリ峠・③気仙沼市の五駄鱈の話として伝えられ、吉田幸吾翁の場合は実家の話として伝えられているから、これに岩手県東磐井郡千厩町が付け加えられるので、広範囲に知られた話型であつたと思われる。吉田翁は過去の話という意味で「昔話」と言っているが、このような、それぞれの過去の出来事などを含んだ手持ちの話を数多く知っていることが、霊の語りに対する構えとなることが理解される事例である。

巫女が庶民の生活感情を吸収し、それをデータ化していることがよく指摘されるが、これらの事例のような儀礼のときに、依頼者の側から情報を得ることも多かつたのではないだろうか。これらの儀礼の実態をたえれば、巫女と依頼者が向き合いながら、それぞれが保有している情報カードを後手にして持ち、儀礼の場で同時に次つぎに出し合う姿にも似ている。偶然に双方のカードが一致すれば、その一致した情報を核にして物語の構造が膨らんでいくのであ

る。

以上のような、巫女に憑依した霊に対して依頼者を代表して霊をなだめる役割をする者を、岩手県下閉伊郡山田町ではサワリ、宮城県登米郡中田町では「代理」と呼んでいる。つまり、不幸や病気の原因であるサワリ（障り）のある人の「代理」として、霊の語りの意味を解釈し、それと対等に答弁ができるほどの多くの情報を得ている人に限られている。彼等は不幸や病気の原因を物語化でき得る才覚を持ち、同時に霊をなだめる説得力を持つことから、次に述べる憑祈禱のヨリダイと僧侶の役割を合わせもっているともいえる。「問い口」をする者やサニワなども含めて、霊との対話者の積極的な役割を見出すことができる。

三、憑祈禱の語り

日蓮宗の憑祈禱に係わる研究報告も最近多く見受けられるが、本稿では東北地方の事例を中心に、主に口承文芸との係わりから論じてみたい。東北地方でも、憑祈禱とは、日蓮宗の僧侶がヨリダイ（ヨリ）と言われる霊媒者に諸霊を憑依させそれらと問答する宗教儀礼のことを指すが、ほとんどが除祓儀礼や治療儀礼である。憑祈禱も前述した巫女の祈禱の場合と同様に、ヨリダイに憑依した霊に対して問い詰めることが肝要とされ、宮城県気仙沼市や岩手県遠野市などで、このことが言われている。

遠野市の土淵町には「法華」と呼ばれた祈禱者がいて、妻をヨリに立てて憑祈禱を行なっていたが、サワリモノの霊が出たときは、

それに対して祈禱者だけでなく依頼者も負けないでしゃべるものだと いわれる。ヨリに憑依する霊は山の神様のような神霊や猫や蛇などの動物霊のほかには、六部などの宗教者の霊が出ることがあるという。次の事例からは憑祈禱が「六部殺し」の世間話を発生させる現場となっていたことが理解される。

体の弱い人が出ると、法華さんのところでヨリを立てて、その理由を聞きに行った。そうすると、ヨリには六部が出て「昔、おまえの家に泊められて、金を盗まれ、殺された。俺は板の下に埋まっている。」などと語ったという。その後、ヨリに六部が出た家については誰言うということもなく、皆がしゃべった。（遠野市の菊地エミ唄「明治四四年生まれ」より聞書）

猫や蛇などの下級霊と相違して、六部の霊に対しては、あまり依頼者のほうで否定したり問い詰めたりはしない。しかし、自分の家の過去の出来事をさかのぼろうとする点や、すぐにこの六部の語りが村内に広まる点から考えれば、村内に無意識に伝えられてきた噂話などが、憑祈禱の儀礼の際などに確固たる世間話として成立する状況が考えられる。憑祈禱において「物語」の構造が確立する過程も巫女の儀礼と同様であることがわかる。憑祈禱に「六部殺し」の話が現れたもう一つの事例を報告しておく。

洪民村（岩手県東磐井郡大東町）で、あまり良いことが続かない家があって、夫婦で憑祈禱を行なう法華様がその家に出かけて祈禱を試みた。妻のヨリには、六部様が出て、「俺、この家の者に殺されたぞ。炉、掘ってみろ。」と語った。その憑祈禱の現場には、昔、一緒に歩いた六部も聞いていて、早速、その家の炉を

火箸でかきまわしてみたところ、殺された六部の笠の紐が灰の中から出てきたという。(大東町の菅原きしを媼〔明治四〇年生まれ〕より聞書)

この事例自体が昔話化されていると思われる理由は、二人の六部が登場している点や、炬の灰の中から殺された六部の遺品が発見される点などが、「六部殺し」の世間話の一つの型として岩手県や宮城県で他に散見できるからである。この事例の話には、偶然にもそのような「六部殺し」の世間話がどのような現場で形成されたかが暗示されている。

憑祈禱では、六部の霊が憑いて語るのはヨリダイではあるが、その六部の語りに過去にあったという「六部殺し」の言い伝えの型を推し当てて確定するのは僧侶(祈禱者)や依頼者の側である。憑祈禱という儀礼空間の中でヨリダイ・僧侶・依頼者などの共同体験を通じて、ある共同の「物語」の構造を形成するのである。

青森県黒石市の日蓮宗寺院法嶺院は昔から、津軽地方の末寺で行なった憑祈禱に出た霊を供養する寺院であったが、現在でも末寺から送られてくる霊の目録のときどき「六部の霊」が見られることがあるという⁽⁶⁾。その法嶺院と係わりがあり、現在でも憑祈禱を行っている日蓮宗の祈禱所が同県下北郡脇野沢村にある。この憑祈禱で出た霊のうち、氏神様や龍神様などの神霊は法嶺院に御神体を送って供養してもらい、猫や蛇などの下級の動物霊は脇野沢の祈禱所に絵馬として奉納する。憑祈禱ではこの動物霊が出る割合が高く、信者の大半が絵馬を奉納しており、奉納後は自分の守護神に成るために、毎日のオットメにもこの絵馬を拝んでいる。憑祈禱のと

きになぜ動物霊が多いかといえば、誰でも小さいときに猫などの小動物をいじめた経験があるために、憑祈禱の現場で過去の記憶をたどっていくうちに、必ずそれらの動物に思い当たるからだという⁽⁷⁾。

脇野沢村の憑祈禱の事例からも、依頼者側のほうが積極的に過去の自分にまつわる出来事を思い出すことに努め、動物霊の語り大きく参与している様子が見受けられる。ただ、この村での憑祈禱では、動物霊に対して問い詰めて追いつくことよりは、依頼者のほうが折れて、動物霊を神に祀り上げることで早々に立ち退いてもらう方法を選んでいくようである。つまり依頼者側の「懺悔の語り」のほうが憑祈禱の語りの大半を示すようである。特に男女間の三角関係などで女の生霊などが出た場合には、男の依頼者は懺悔の告白に近いことを語って、霊をなだめることに努める。この男女間の問題が憑祈禱に現れたときなどは、憑祈禱で語られたことは外部に漏らしてはいけないという禁忌にもかかわらず、一晚のうちに村中に広まるという。このことは、遠野市の憑祈禱の場合でも聞かれ、憑祈禱の現場を訪れる者の中には、現在の新聞や週間誌の三面記事でも読むような好奇心だけで参加した人もあったという。憑祈禱は、ただ語り合うことだけを楽しみにする「物語」(噂話)を供給していた面もあったことにも注意する必要があると思われる。

四、おわりに

紙面の都合上、憑霊の語りだけを述べ、その伝承の仕方にまで論究することはできなくなりましたが、最後に憑霊の語りをまとめながら

簡単に触れておきたい。

巫女やヨリダイに憑依する霊の中で、なかなか口を開かない霊は、動物霊と子供の死霊と、「長袖」などと言われる六部などの宗教者の霊であった。特に、動物霊と子供の霊は生前、言葉を用いていなかったり少ししか言葉を持っていないためにおおさら恐いことをするものと理解されていた。その口を開かない霊に対して積極的にいかかり、霊の語りを成就させようとするのが、依頼者であり、むしろ「物語」の作成に大きく寄与しているのである。以上のような憑霊は、神霊と動物霊などの下級霊とでは、依頼者側の対応の仕方が若干異なっていることが当然考えられるが、憑霊の語りを完成する上で積極的な情報提供者であることには変わりがない。特に、その依頼者側の代表である「問い口」や「代理」、憑祈禱の場合には僧侶などが、専門的な「物語」の作成者として重要な役割を果たしているのである。

憑祈禱などで霊が語ったことの内容は原則として、個人や家などの私的な領域に係わることなので、外部へ漏らすことは暗黙上のタブーであった。しかし、前述したように「世間話」化されて流布されていることのほうが実情のようである。その理由は、宗教者と依頼者の双方で築き上げた憑霊の語りそのものが物語性をもっているだけでなく、その憑霊の語りの内容を繰り返すことが、不幸や病氣に対する依頼者やその家族の心を落ち着かせるからである。

憑霊の語りを口外することを特に恐れている気仙沼地方の漁村では、このタブーの理由として次のようなことを言い伝えている。三陸沿岸では憑霊が語ったことについて「神様バナシ」とか「仏様バ

ナシ」と言われるが、これらのバナシを家の外部で話し、他者からその神霊などを言葉で馬鹿にされたりすると、神様の力が弱まり、その家に対して良くないことが起きると言われている。つまり、家の外部では、我が家の「神様バナシ」を話すことをできるだけ控える一方では、他家の「神様バナシ」を競って話題にしたがるという、両面的な伝承の性格を有している。以上のような、「家の内部での語り」と「家の外部での語り」などの、語りの現場による伝承内容の相違についても注意を要すると思われる。

同様の禁忌は「アビラウンケンソワカ」で終える唱え言についても言われ、他者に教えたり、他者に言葉で馬鹿にされてしまうと、その呪力が衰えてしまうという。この唱え言との類比から考えると、憑霊の語りから形成した「神様バナシ」にも、それを家の中で密かに「家の歴史」として語り続けていく限り、その子孫に教訓を与え、ひいては家の繁栄にも繋がるという呪的な意味合いを含んでいたのではないだろうかと思われる。

三陸沿岸の漁村で正月十五日やエビス講の晩に、多少ホラ話に近い過去の大漁話を話すことで大漁を約束させる儀礼があることを、以前に報告したことがある⁽⁸⁾。「神様バナシ」も、家の過去の出来事を話すことで、憑霊の語りを繰り返して、神霊や精霊の御加護を求めたものとも考えられる。それは、動物霊などの下級霊の語りの場合でも同様であり、動物霊を神に祀り上げる事例は前述したとおりである。「六部殺し」の世間話についても、宮城県内からは、自分の家の先祖の話として他者に憚ることなく伝えている事例があることが報告されている⁽⁹⁾。

以上のような憑霊の語りは、儀礼の場で即興的に形成されるために、語りをそのまま繰り返して物語化することは非常に困難をとまなう。不幸や病気の原因をつきとめ、それを唯一の物語化の条件にしていくことから、儀礼後の語りは叙事的で、物語の骨格のみを語ることのほうが多く、文芸性の高い豊かな語りには到達していない。しかし、口承文芸に対して「構造分析」という方法を意識化して用いる以前に、対象のほうから「構造分析」を強いられている状況を意識化することの意味は重要である。現在において採録される昔話や伝説が豊かな語りをとまなくなってきたとしても、それゆえに逆に見えてくる世界があることを、「憑霊の語り」から教えられることがあるからである。

【注】

- (1) 佐々木宏幹『シャーマニズムの人類学』（弘文堂、一九八四）
- (2) 儀礼の中から伝説や「物語」の発生を析出する試みは、小松和彦氏の「異人殺し」伝説の生成（桜井徳太郎編『日本民俗の伝統と創造』、弘文堂、一九八八）や「悪霊祓いの儀礼、悪霊の物語」（『大系仏教と日本人』3、春秋社、一九八九）などに見受けられ、これらは後に『悪霊論』（青土社、一九八九）の中に収められている。本稿では現代の儀礼のみを扱うことにする。
- (3) 渡辺公三「病はいかに語られるか」（『民族学研究』4巻3号、一九八三）に示唆されている。

(4) 佐藤憲昭氏は「善宝寺信仰とシャーマニズム」（桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端』、弘文堂、一九八八）の中でシャーマンが儀礼的役割を果たすときに「サニワ（審神者）」を使用している例を報告されている。

(5) たとえば、長谷部八朗「シャーマンのブリスト考―日蓮宗系の修業僧の場合」（『文化人類学』6、一九八九）などが見受けられる。なお、拙稿「イツナと憑祈禱」（『東北民俗』第23輯、一九八九）では、岩手県と宮城県内の憑祈禱を論じた。

(6) 法嶺院住職の千葉榮秀氏の御教示による。

(7) 脇野沢村の杉浦鑿二氏の御教示による。

(8) 拙稿「漁村における口承文芸」（『民話の手帖』第38号、一九八八）

(9) 東北歴史資料館の藤沼邦彦氏の御教示による。

付記 本稿は、一九八九年の口承文芸学会大会にて発表した草稿をもとに訂正加筆したものである。なお、発表の折、憑祈禱の憑依の方法を明確にしていた田田晃氏、隠し念仏のブツテ祈禱のことを御教示いただいた井上隆明氏に御礼申し上げる。
(かわしま・しゅういち／気仙沼市史編纂室)